平成18年８月８日

各位

会社名　　株式会社　**キタムラ**
代表者名　　代表取締役社長　武川　泉
（コード番号２７１９　東証第２部）
問合せ先　　取締役管理部長　菅原　孝行
（ＴＥＬ　　０４５－４７６－０７７７）

取締役に対する新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は本日開催の当社取締役会において、当社取締役の株価向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を目的として、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に従い、当社取締役１名に対して、新株予約権を割当てること及びその内容について決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．新株予約権の名称

株式会社キタムラ第２回新株予約権

２．募集新株予約権の総数

４，０００個

３．募集新株予約権の目的たる株式の種類及び数

発行する新株予約権の目的である株式の種類は、普通株式とする。

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。

尚、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割・併合の比率

また、当社が合併する場合や会社分割を行うこと等により調整の必要が生じたときは、当社は必要かつ合理的な範囲で、新株予約権の目的たる株式の数を適切に調整するものとする。

尚、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

４．新株予約権の割当日

平成１８年９月１１日（月）

５．新株予約権と引き換えに払込む金銭

新株予約権の割当日において、ブラックショールズモデルにより算出した本新株予約権の公正価額を払込金額とする。但し、当該払込金額は、取締役が当社に対して取得する報酬債権と相殺するものとし、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

６．募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は次により決定される１株当たりの払込みをすべき金額に新株予約権１個当たりの株式の数を乗じた金額とする。１株当たりの払込金額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（終値のない日は除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

尚、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、また「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、当社の発行済普通株式の変更が生じる場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

７．新株予約権を行使することができる期間

平成１８年９月１２日から平成２３年９月１０日まで

８．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

９．新株予約権の行使の条件

ⅰ　新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社子会社「トランスフォーメーション」の取締役、従業員の地位にあることを要する。

ⅱ　新株予約権の質入その他の処分は認めない。

ⅲ　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続人による本新株予約権の相続を認める。

ⅳ　その他の権利行使に関する細目については、新株予約権発行の取締役会決議により決定し、「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

１０．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ⅰ　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ⅱ　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は上記　ⅰ　の資本金等増加限度額から上記　ⅰ　に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

１１．　その他の募集事項の決定

上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

１２．　新株予約権の割当を受ける者

当社取締役　１名

（注）　「株式会社トランスフォーメーション」（代表取締役社長　東　公明）は株式会社キタムラの 100%出資で本年 5 月に設立した会社です。事業内容は、経営に関するコンサルティング業務及び消費者行動の調査・分析・研究です。

以上